

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第51号

令和元年10月29日火曜日 第51号

◇ 目 次 ◇
告 示

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知		(森林整備課)	665
保安林の指定施業要件の変更に係る掲示		(")	665
公共測量の実施の通知		(道路維持課)	666
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定		(建築住宅課)	666
指定道路の指定	(東予地方局四国	中央土木事務所)	666
開発行為に関する工事の完了	(中予地	方局建築指導課)	666
道路の供用開始(県道柳沢新谷停車場線)	(南予地方局	大洲土木事務所)	667
道路の供用開始(一般国道 197号)	(南予地方局	西予土木事務所)	667
道路の区域変更(県道野村柳谷線)	(")	667
道路の供用開始 (")	(<i>"</i>)	667

告 示

○愛媛県告示第654号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東温市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東温市(次の 図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第655号

保安林の指定施業要件の変更(令和元年9月愛媛県告示第495号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所

在が不分明である通知の相手方

H13 1 73 43 C 03 C 22 A		
保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
今治市(次の図に示す部 分に限る)	大字朝倉南 青野亀 吉	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲47 4 青 野 好 一	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉南乙 1 - 2 青 野 駒 吉	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉南乙42 0 青 野 仲 次	森林所有者
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲48 3 - 2 芥 川 サカヱ	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村 甲29 - 2 浅地生産森林組合	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲78 9 - 1 阿部 久右衛門	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲47 1 阿 部 舜 三	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北 阿部 平左衛門	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	今治市中寺608 - 4 今治市玉川町及朝倉村共有山 組合	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	今治市南高下町三丁目1-1 岡本賢治	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村 甲107 越智幸助	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲92 - 1 越 智 重 喜	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村 甲53 越智甚蔵	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲92 - 1 越 智 益太浪	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上乙74 9-33 越 智 道 信	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲11 54 - 2 越智明月	森林所有者
		66

マイロノレー	-10/12/1	
◇公主(次の図に示す郊	越智郡朝倉村大字朝倉上甲17	
今治市(次の図に示す部分に限る)	44 越 智 弥太郎	森林所有者
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲21	森林所有者
) ICIKO /	田窪四郎	
今治市(次の図に示す部分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上之村 甲392 - 2 武 田 要	森林所有者
今治市(次の図に示す部	越智郡朝倉村大字朝倉下甲19	森林所有者
分に限る)	南條悦一	ም
今治市(次の図に示す部	越智郡朝倉村大字朝倉下甲12 8	森林所有者
分に限る)	南 條 進	44 1.14 1.3 E
今治市(次の図に示す部	越智郡朝倉村大字朝倉下甲13	森林所有者
分に限る)	南 條 武 弘	₩. 11441 13 E
今治市(次の図に示す部	大阪府枚方市池之宮二丁目18 - 20	森林所有者
分に限る)	橋 本 晴 夫	**************************************
今治市(次の図に示す部 分に限る)	今治市今治村甲348 - 11	森林所有者
分に限る)	松浦ちえ子	
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡大西町大字九王甲1454 - 1	森林所有者
ガに限る)	松本孝	
今治市(次の図に示す部 分に限る)	今治市今治村甲182	森林所有者
ガに限る)	村 上 宏 嗣	
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲16 95 - 2	森林所有者
ガに限る)	山之内忠雄	<u> </u>
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉上甲17 74	森林所有者
ガに限る)	山之内 宏 充	<u> </u>
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉南乙88	森林所有者
ガに限る)	山本三平	<u> </u>
今治市(次の図に示す部 分に限る)	広島県三原市円一町五丁目 3 - 17 304号	森林所有者
刀にRea)	山本紘嗣	
今治市(次の図に示す部 分に限る)	越智郡朝倉村大字朝倉北甲43 8	森林所有者
) ICHKO)	渡 辺 忠 七	İ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

今治市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間の及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - - 111. -

○愛媛県告示第656号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実 施する旨の通知があった。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

第51号

1 作業種類 公共測量(空中写真撮影、写真地図作成)

2 作業期間 令和元年11月1日から

令和2年3月31日まで

3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第657号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号)第40条の規定により、次のとおり住宅確 保要配慮者居住支援法人を指定した。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社あんしんサポート 福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号

特定非営利活動法人

えひめ住まいと暮らしのサポートセンター

愛媛県東温市見奈良1540 - 20

2 支援業務を行う事務所の所在地

福岡県福岡市城南区飯倉一丁目6番25号 愛媛県東温市見奈良1540 - 20

3 指定年月日

令和元年10月18日

○愛媛県告示第658号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定 により、次のとおり指定道路を指定した。

令和元年10月29日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和元年10月18日

3 指定道路の位置

四国中央市中曽根町字野々首842番1の一部及び842番1地先水

- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 23.60メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第659号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和元年10月29日

- (1) - (1)

愛媛県中予地方局長 尾 﨑 幸 朗

検 査 済 証 の 番 号	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は	開 発 許 可 を 受 け た
及 び 交 付 年 月 日	工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	者 の 住 所 及 び 氏 名
元中局建(開)第30号 令和元年10月21日	伊予郡砥部町高尾田636番、637番	松山市井門町373番地 1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第660号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	柳沢	新谷停耳	車場線		大洲市喜多山乙254番 4 から 同市喜多山乙216番 8 まで						令和元年10月29日

○愛媛県告示第661号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		197号			西予市野村町予子林862番 3 から 同町予子林821番 1 地先まで						令和元年10月29日

○愛媛県告示第662号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路0	の種類	路線名	X	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	野村柳谷線	西予市野村町惣川3712番 2		メートル 旧 20.5~25.5			
	坦	野州份份級	四寸印野州则总川3/12省2		新	20 5~26 2	0 ,010	

○愛媛県告示第663号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町惣	川3712番 2						令和元年10月29日

令和元年10月29日 発行 667